件名	栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部改正について
提案理由等	高等学校等就学支援金の支給額が、納付しなければならない授業料等の額に満たないと認められる者に対する、授業料等減免のため、所要の改正をしようとするものである。

栃木県立学校の授業料等に関する規則改正案要綱

学校教育課

規則改正案の趣旨

高等学校等就学支援金の支給額が、 納付しなければならない授業料等の額に満たないと認められる

者に対する、授業料等減免のため、 所要の改正をしようとするものである。

規則改正案の内容

授業料等の減免条件に、高等学校等就学支援金の支給額が、 納付 しなければならない授業料等の (第十条関係)

額に満たないと認められる者を追加する。

(第十四条関係)

一に係る減免の期間を追加する。

(__)

 \equiv 施行期日

この規則は、 平成二十九年四月一日から施行する。

木県教育委員会規則第

平成二十九年 月 日 栃木県立学校の授業料等に関する規則 0 部を改正する規則を次のように定め

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞

夫

正する。 栃木県立学校の授業料等に関する規則(昭和二十八年栃木県教育委員会規則第二号)栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部を改正する規則 の一部を次のように改

- 授業料等の減免を受けることができる生徒は、第十条第二項を次のように改める。 次の各号の V ず れかに該当する者とする。
- 次のいずれにも該当する者
- 性行良好の者
- ハロイ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律生活困窮の状態にある者の子、孫及び弟妹
- つた者 (平成二十二年法律第十八号。 以下 「法」という。 第四

条の認定を受けることができなか

- 等の額に満たないと認められる者との額に満たないと認められる者といる高等学校等就学支援金の額が、法第六条第一項の規定により支給される高等学校等就学支援金の額が、 納付しなければならない 授業料
- 「高等学校の校長」に改める。 第十一条中「授業料等の」を「前条第二項第一号に該当する者として授業料等の」に、 「高等学校長」を
- 第十三条第二項中「より、 \sqsubseteq 下に 「第十条第二項第一号に該当する者に係る」 を加える。

第十四条を次のように改める。

(減免の期間)

- 第十四条 の属する年度の末日までの期間を超えることができない。1十四条 第十条第二項第一号に該当する者に係る授業料等 0 減 免の 期間は、 当該授業料等の減免の決定の 日
- 2 れた期間を超えることができない 第十条第二項第二号に該当する者に係る授業料等の減免の 期 間 は、 高等学校等就学支援金の支給が決定さ

この シ規則は、 **則** 平成二十九年四月 _ 日 から施行する。

(学校教育課)

栃木県立学校の授業料等に関する規則(昭和二十八年栃木県教育委員会規則第二号)の一部を改正する規則案新旧対照表

	-
改	
免	免
2 授業料等の減免を受けることができる生徒は、次の各第十条 略	2 授業料等の減免を受けることができる生徒は、次の各第十条 略
一 次のいずれにも該当する者	一 性行良好の者
性行良好の者	二 生活困窮の状態にある者の子、孫及び弟妹
生活困窮の状態にある者の子、孫及び弟妹	学支援
	きなかつた者
ができなかつた者	
(D)	
の額に満たないと認められる者の額に満たないと認められる者	
(減免の申請)	(減免の申請)
の減免を受けようとする者(以下「申請者」という。) 第十一条 前条第二項第一号に該当する者として授業料等	
は、授業料等減免申請書(別記様式第一号)に別に教育	
長が定める書類を添付して、生徒の在学する高等学校の	長が定める書類を添付して、生徒の在学する高等学校長
校長に提出しなければならない。	に提出しなければならない。
(減免の取消し)	(減免の取消し)
第十三条 略	第十三条 略
二項第一号に該	
	東やいこ受業斗等域免取肖通印書(別記兼弌第三号)こ授業料等の減免を取り消した場合には、校長は、
より授業料等の減免を受けている者に通知するものとす	より授業料等の減免を受けている者に通知するものとす
る。	る。
\mathcal{O}	(減免の期限)
等の減免の期間は、当該授業料等の減免の決定の日の属第十四条の第十条第二項第一長に該当する者に係る技業料	限りとする。 限数 一般
する年度の末日までの期間を超えることができない	
免の期間は、高等学校等就学支援金の支給が決定された 2 第十条第二項第二号に該当する者に係る授業料等の減	
える	